

武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例の一部を改正する条例

武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例（平成22年3月武蔵野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、市が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、 <u>市又は指定管理者</u> が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	字句の追加
<u>別表</u> (別添1のとおり)	<u>別表</u> (別添2のとおり)	別表の改正

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の武蔵野市立かたらいの道市民スペース条例の規定により、既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。

## 別表（第8条関係）

## 施設使用料

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで
区分 使用	第1	1,500	2,200	3,000	6,000
	第2	1,500	2,200	3,000	6,000
全部使 用		3,000	4,400	6,000	12,000

備考 絵画、彫刻、陶芸、書道、写真、華道及び工芸の展覧会を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する額の7割に相当する額とする。

## 別表（第8条関係）

## 1 市民等が使用する場合

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
区分 使用	第1	1,500	2,200	3,000	6,000
	第2	1,500	2,200	3,000	6,000
全部使用		3,000	4,400	6,000	12,000

## 2 市民等以外の者が使用する場合

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
区分 使用	第1	1,800	2,600	3,600	7,200
	第2	1,800	2,600	3,600	7,200
全部使用		3,600	5,200	7,200	14,400

## 備考

- 1 この表において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は武蔵野市内の学校に在学する者
  - (2) (1)に掲げる者が代表者である法人その他の団体又は武蔵野市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体
- 2 絵画、彫刻、陶芸、書道、写真、華道又は工芸の展覧会を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する額の7割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。